

第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和 5 年 (ワ) 第 2 8 号
期 日	令和 5 年 6 月 2 1 日 午 後 1 時 3 0 分
場 所 及 び 公 開 の 有 無	札幌地方裁判所小樽支部民事法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	大 倉 靖 広
裁 判 官	池 上 恒 太
裁 判 官	斎 藤 由 里 阿
裁 判 所 書 記 官	阿 部 知 央
出 頭 し た 当 事 者 等	原告 野村一也
指 定 期 日	令和 5 年 8 月 2 日 午 前 1 1 時 0 0 分

弁 論 の 要 領 等

原告

- 1 訴状、「蘭越町町長」とあるのを「同代表者町長」と訂正の上、訴状補正書（2023年5月8日付け）、準備書面1（同月8日付け）、訴状補正書2（同月31日付け）各陳述
- 2 上記訴状補正書（同月8日付け）は、被告を蘭越町及び難波修二個人と補正する趣旨である。
- 3 上記準備書面1の冒頭に「訴状第5の2について、補足する」とあるのは、訴状第5の2以下について補足するとの趣旨であり、訴状第4記載の具体的事実との関連性を明示するなどして補足する趣旨である。
- 4 被告難波修二（以下「被告難波」と表記する。）に対する請求は、被告難波個人の責任を追及するものであり、準備書面1の第5の6項記載の事実を

権利侵害行為とする個人による不法行為であるという趣旨である。

5 損害に関しては、訴状記載の慰謝料200万円について、被告蘭越町及び同難波それぞれにつき100万円ずつの賠償責任があるという趣旨である。

答弁書陳述擬制

裁判所書記官 阿 部 知

